

家畜衛生部 だより



発行所

社団法人
山口県畜産振興協会

〒754-0002

山口県山口市小郡下郷2139 JAビル

☎ (083) 973-2725

FAX (083) 974-1030

牛の流行熱等抗体調査結果について

全国調査の一環として、本県では毎年6月から11月にかけて、牛の流行熱等の抗体調査を実施しています。調査疾病は、流行性感冒や異常産を引き起こし、蚊などの吸血昆虫が原因ウイルスを媒介する5疾病です。

■調査内容

①調査疾病 流行性感冒：牛流行熱、イバラキ病
異常産：アカバネ病、チュウザン病、
アイノウイルス感染症

②調査時期 6月下旬、8月中旬、9月下旬、11月
中旬(年4回)

③対象農家 県内の調査協力農家17戸60頭

④対象牛 初めて夏を経験する若齢牛(平成19年
11月～平成20年4月生)

■調査結果

アカバネ病の抗体価の上昇が、9月下旬に12頭、11月中旬には更に11頭、合計23頭(感染率38・3%)で確認されました。このことは、アカバネウイルスが8月中旬以降に県内で流行したことを示しています。その他の疾病については、全期間を通じて抗体価の上昇は確認されませんでした。

■調査疾病の発生状況

平成20年1月から12月2日現在で、県内における牛の異常産は32頭の発生報告がありました。このうち病性鑑定により、2頭がアカバネ病と診断(いずれも母牛への異常産ワクチン未接種)されています。その他の疾病については、流行性感冒、異常産とも発生はありませんでした。

■近年の疾病発生状況

県内では、アカバネ病が平成19年に1頭、平成20年に2頭発生しており、その他の疾病の発生はありませんでした。

全国では、アカバネ病が毎年40～50頭程度発生しており、チュウザン病、アイノウイルス感染症については2～18頭の散発が確認されている状況です。牛流行熱及びイバラキ病については、近年、発生していないものの、平成13年に沖縄県で流行した牛流行熱(591戸1、333頭)をはじめ、数年に一度の流行が確認されています。

■予防対策

今回の調査対象疾病については、飼養管理に十分留意するとともに、全てワクチンがありますので、ウイルスを媒介する吸血昆虫が発生する前にワクチンを接種することで予防できます。

なお、流行性感冒(牛流行熱、イバラキ病)ワクチンは家畜保健衛生所が実施(1回570円)し、異常産(アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症)ワクチンは畜産振興協会が実施(1回1、680円)しています。市町から事前に予防注射の案内がありますので、その時に申し込みをお願いします。



平成20年2月に県内で発生したアカバネ病
＜出生時より起立不能で哺乳力弱い＞



ACMが発生!

牛の異常産については、遺伝的要因、栄養的要因、化学物質・薬物・毒性植物による中毒、微生物感染等多岐に渡り、複雑な要因の関与、未知の病原体の関与も想定され、原因究明は困難を極めています。本病アーノルドキアリ奇形（ACM）は先天異常の一つで、大後頭孔を通じての小脳組織の前位脊柱管内へのヘルニアと定義されています。県内ではH12から西部管内で3例の発生報告がありましたが、今回初めて北部管内での発生が確認されました。

■発生状況

母牛は秋市で飼養されていた黒毛和種で、51か月齢（産歴2産）でした。平成20年8月29日の朝分娩（3産）しましたが、胎齢281日の雌仔牛が後軀麻痺により起立不能だったため、病性鑑定されました。

鑑定の結果、最後腰椎から仙椎部の皮膚が欠損し、脊椎裂があり、脊髄は直接外部に露出、また、小脳が低形成で頭蓋骨から脊柱の方へ侵入した状態にある複合奇形だと判明しました。

ACMは全国的に発生が少なく原因も不明ですが、ビタミンAの欠乏を初めとする栄養面の関与も示唆されています。

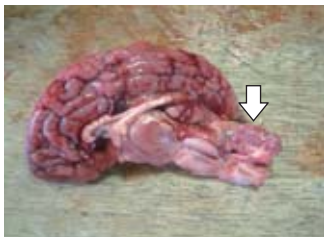
牛の異常産にはいろいろな原因があり、ワクチンで防げるものもありますので、適正な飼養管理・ワクチン接種徹底等に努めましょう。



腰の皮膚欠損



後軀麻痺で起立不能



小脳の低形成



頸部の脊柱管内まで小脳が侵入



皮膚欠損部位の脊髄は脊柱管が開放し露出

オーエスキー病の地域区分及び浄化段階(ステータス)

地域区分	H20.12.1現在				
	浄化	準浄化	監視	未実施	
全国	1,478	81	35.8	5.6	93.3
北海道(16都府県)	1,030	228	35.8	5.6	38.8
東北地方	285	5	60	18	21.5
関東地方	132	0	22	14	40
中部地方	108	21	72	15	0
近畿地方	84	3	60	17	4
中国地方	54	0	38	0	16
四国地方	42	27	10	5	0
九州地方	35	8	24	2	51
沖縄	10	1	2	1	6
青森県	38	0	17	0	21
岩手県	3	0	1	0	2
宮城県	31.0	1.63	74	0	78
秋田県	4	3	2	0	1
山梨県	72	36	26	0	10
長野県	232	124	46	0	62
静岡県	0	0	0	0	59.5
徳島県	59.5	0%	0%	0.5	100%

- I : 浄化対策準備段階
本病の発生又は感染豚の摘発あり、ワクチン未実施
- II : 浄化対策強化段階
本病の発生又は感染豚の摘発あり、ワクチン実施
- III : 浄化監視段階
本病の発生又は感染豚の摘発なし、監視実施中
- IV : 浄化段階
ワクチン未実施、1年以上感染豚摘発なし、浄化と判断

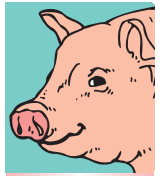
- 浸潤県：16都県
 - 東北地方(5県)
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県
 - 関東地方(8都府県)
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
 - 九州地方(3県)
熊本県、宮崎県、鹿児島県
- 2008年(平成20年12月1日現在)

■オーエスキー病とは

オーエスキー病とは、オーエスキー病ウイルスが妊娠豚に感染すると胎児の死産産を起こし、生後1週間までの新生豚が感染すると神経症状を起こし、ほぼ100%死亡する届出伝染病です。

オーエスキー病ウイルスは、豚では潜伏感染が成立し、感染豚から生涯消失することはありません。これら潜伏感染豚に妊娠や輸送等のストレスが加わると感染源となり、豚や他の動物への接触や摂取により感染が拡大していきます。

**山口県オーエスキー病
防疫対策実施要領が
改正されました!**



長崎県で豚の流行性脳炎 (豚日本脳炎) が発生！

流行性脳炎は日本脳炎ウイルスの感染によつて起こる人獣共通感染症で、家畜伝染病に指定されています。

馬や人に感染した場合の発症率は1%未満とされていますが、重篤な場合には脳炎・脳脊髄炎に発展する場合があります。

妊娠豚が感染すると流死産等の異常産が起こり、種雄豚では造精機能障害が起こることがあります。

最近の国内では大発生は見られないものの、毎年数頭の発生が報告され、今年になり西日本では長崎県で6月に南島原市で、9月に大村市で、12月には平戸市でそれぞれ豚日本脳炎が発生しています。

発生頭数は繁殖雌豚合計4頭で、いずれの3件も臨床症状は死産胎児の増加、分娩された子豚の虚弱、長期在胎、早産等が見られ、死産胎児はミイラ、黒子、白子が確認されています。

病性鑑定の結果、それぞれ胎児の体液で日本脳炎ウイルスに対する抗体を認め、一部で胎児の脳から特異遺伝子が検出されたため、豚日本脳炎と診断されました。

なお、6、9月に発生した農場はいずれも異常産関連ワクチンを接種していましたが、発症した繁殖雌豚には接種されていませんでした。
また、12月に発生した農場では異常産3種混合生ワクチンを接種していたものの、例年実施している2回目の日本脳炎不活化ワクチンが接種されていませんでした。



流産胎児、ミイラ化、黒子、白子
写真：(独)動物衛生研究所のH・Pより抜粋

日本脳炎は主としてコガタアカイエカ(水田等に発生する蚊の一種)によつて媒介され、蚊の発生数の増える時期と感染時期が重なる可能性が高く、また、蚊は一生の間に吸血・産卵を数回繰り返すことから、春先よりも晩夏・秋の方が感染蚊の割合が増え、感染の危険性が増すと言われています。

一方、現在、人の方では日本脳炎の予防接種は平成17年の接種後重症副反応の発生により、市町の積極的な予防接種が控えられ、新ワクチンの再開を待つ未接種の子供達が増加している状況です。

豚日本脳炎は治療法はありませんので、適正なワクチン接種の実施により、発生予防に努めましょう。

近年、全国的には16都県において感染豚が確認されており、国は地域を清浄化度合いによりI~IV段階に分け、清浄化対策を推進しています。

■防疫対策

現在、本県は感染豚の摘発もなく清浄化段階の「IV清浄段階」に属しています。

昨年、国の「オーエスキー病防疫対策要領」が改正されたのを受け、「山口県オーエスキー病防疫対策実施要領」も改正されました。要点を紹介しますので、遵守願います。

1 発生予防及び清浄性維持のための基本的防疫対策

- (1) 飼養衛生管理基準の遵守
- (2) 年14頭の抗体検査を実施し、清浄度を確認

(3) 導入豚及び精液導入の防疫措置

- 清浄段階の地域で、県防疫協議会で合意の得られた市町から導入
- 導入豚及び人工授精実施豚は、3週間の隔離観察。繁殖豚は導入約2週間後に抗体検査で陰性を確認
- 県外導入は、家畜保健衛生所に事前に導入計画を提出

- 県外導入は、本病の抗体陰性証明証(精液はその写し)を家畜保健衛生所に提出する
- (4) 出荷豚の防疫措置
- 繁殖豚を譲渡もしくは家畜を集合させる場合は、抗体陰性証明証を添付する
- 畜場への出荷の際は、車両、器具機材の消毒の徹底を図る

- 集荷業者の農場への入場の際は入場区域の限定、出入時の消毒の徹底を図る

2 発生時の防疫対応

- (1) 本病の疑いのある臨床症状を認められた場合は、早急に市町又は獣医師もしくは家畜保健衛生所に届け出る
- (2) 発症豚及び抗体陽性豚を発見した場合は、直ちに隔離早期淘汰に努める



「高病原性鳥インフルエンザ 防疫対策の強化について」

昨年4月、韓国において高病原性鳥インフルエンザの全国的な流行があり、また、我が国においても同4月から5月に北海道、青森県及び秋田県において野生のオオハクチョウからウイルスが分離される事例が確認されました。分離されたウイルスは、韓国で発生したものと非常に近縁なウイルスであることが判明し、渡り鳥等を介してウイルスが国内に侵入するリスクが非常に高まっていると言えます。

このような状況の中、本県の監視体制が見直され、防疫対策が強化されました。

① モニタリングの強化

【国の示した検査実施基準】

定点モニタリング検査（月1回）を1家畜保健衛生所当たり1農場から3農場に強化し、監視体制強化モニタリング検査（年1回）を1千羽以上の採卵鶏農場全戸から100羽以上の家きん飼養農場のうち最大30戸を抽出に変更（平成20年9月29日付け20消安第7097号農林水産省消費・安全局長通知）。

【山口県】

本県では国の基準を上回り、定点モニタリング検査（月1回）を14農場で、監視体制強化モニタリング検査を100羽以上の家きん飼養農場全戸について年2回実施。

② 家畜伝染病予防法施行令の改正

高病原性鳥インフルエンザの対象家きんに、従来の鶏、あひる、うずら、七面鳥に加えて、きじ、だちょう及びぼろぼろ鳥を追加。（平成20年12月20日付け20消安第9871号農林水産省消費・安全局長通知）。

今後とも飼養衛生管理基準の遵守及び異常発見時の早期通報に心がけていただきますようお願いいたします。また、本県では今後もHPAⅠの発生予防措置の徹底及び監視体制の強化に万全を期することとしていきますので、関係者の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫演習・検討会を開催しました」

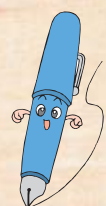
昨年11月5日に、関係者を対象に県主催の「平成20年度山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫演習」、また、同日午後には家畜衛生部主催の「高病原性鳥インフルエンザに係る野外生物等の防除に関する検討会」を開催しました。

「防疫演習」では、高病原性鳥インフルエンザの大規模発生に対する円滑な防疫措置を講じることができるよう、県内最大規模である38万羽飼養の養鶏場での発生を想定し、防疫体制の確認及び現地防疫対応について机上演習を実施しました。

また、「検討会」では、高病原性鳥インフルエンザの過去の発生状況やその防疫対応、高病原性鳥インフルエンザに関する最近の学術的な知見等について、改めてその理解を深めるとともに、農場における消毒の方法等について学びました。

参加者からは、多くの質問や活発な意見交換が行われ、実りある演習・検討会となりました。今後とも高病原性鳥インフルエンザによる甚大な被害を受けないよう家畜衛生の向上に努めていきます。

編集後記



今年の干支は丑（牛）である。丑には『粘り強さと誠実』と言う意味が込められているそうだが、本県では、肉用牛の増頭に畜産関係者上げて取り組んでいるが、粘り強く取り組んでいるからであろう、平成18年を底に調査の度に前回調査と比べて増頭している。

しかし、ここに来て増頭に黄信号が灯る。原因は、昨年暮れから表面化した世界的な金融危機による不景気と依然として高い水準の畜産生産資材の価格である。

ただ、大量に出る自動車産業等からの離職者を、それこそ『粘り強さと誠実』で肉用牛飼養への転職を指導すれば禍い転じて福となることもあり得る。

この担い手対策とともに増頭に重要なのが、衛生対策の徹底による正常子牛の生産である。今回の「家畜衛生部だより」にも紹介しているが、県内でもアカバネ病の発生が見られている。異常産の予防接種を徹底して欲しい。

この丑年に県内の牛飼養頭数が2万頭台に回復することを願う。